

山梨県告示第百号

次の事件を付議するため、臨時県議会を令和四年四月十九日山梨県議会議事堂に招集する。

令和四年四月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 令和四年度山梨県一般会計補正予算

## 令和4年4月臨時県議会の提出予定案件について

### I 概要

- 4月臨時県議会は、4月19日に招集することとし、  
本日、招集告示を行ったところである。
- 提出案件は、予算案 1件 の予定である。

- 県が被告となる甲府地方裁判所令和4年（ワ）第96号損害賠償請求事件及び甲府簡易裁判所令和4年（ハ）第55号損害賠償請求事件が提起された。
- これらの訴訟を追行するため、弁護士と訴訟代理委任契約を締結することとし、必要となる補正予算を提出する。

### II 令和4年度4月補正予算について

- 補正予算の規模（一般会計）は、110万円である。  
(既定予算と合わせると、5,550億9,350万9千円)

(参考) 令和3年度当初予算 5,290億8,312万1千円  
(現計予算ベースでの比較 (R4/R3) 104.9%)

- 補正予算の内容は、
  - ・ 訴訟代理人弁護士への着手金
  - ・ 訴訟代理委任契約締結に係る債務負担行為 である。

(参考)

(単位 千円・%)

区 分	4 年度			3 年度	伸び率
	既定予算額 (A)	4月補正予算額 (B)	4月現計予算額 (A)+(B)=(C)	当初予算額 (D)	現計比較 (C)/(D)%
一般会計	555,092,409	1,100	555,093,509	529,083,121	104.9

# 令和4年4月臨時県議会提出予定案件

(議決案件)

## 1 令和4年度山梨県一般会計補正予算

# 令和4年度4月補正予算案の概要

## 一 総括

(一般会計)

(単位：千円、%)

区分	既定予算額	4月補正 予算額	4月現計 予算額 (A)	令和3年度 当初予算額 (B)	(A)/(B)
総額	555,092,409	1,100	555,093,509	529,083,121	104.9

## 二 訴訟関係経費に係る補正予算

### ○ 訟務管理費

1,100千円

県が被告となる訴訟を迫行するため、弁護士と訴訟代理委任契約を締結する。

- 1 訴訟代理人弁護士への着手金 1,100
  - (1) 甲府地方裁判所令和4年(ワ)第96号損害賠償請求事件 550
  - (2) 甲府簡易裁判所令和4年(ハ)第55号損害賠償請求事件 550
- 2 訴訟代理委任契約締結に係る債務負担行為

事項	期間	限度額
甲府地方裁判所令和4年(ワ)第96号損害賠償請求事件について訴訟代理委任契約を締結すること。	令和4年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から3月後の日の属する年度まで	訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内
甲府簡易裁判所令和4年(ハ)第55号損害賠償請求事件について訴訟代理委任契約を締結すること。	令和4年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から3月後の日の属する年度まで	訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内